

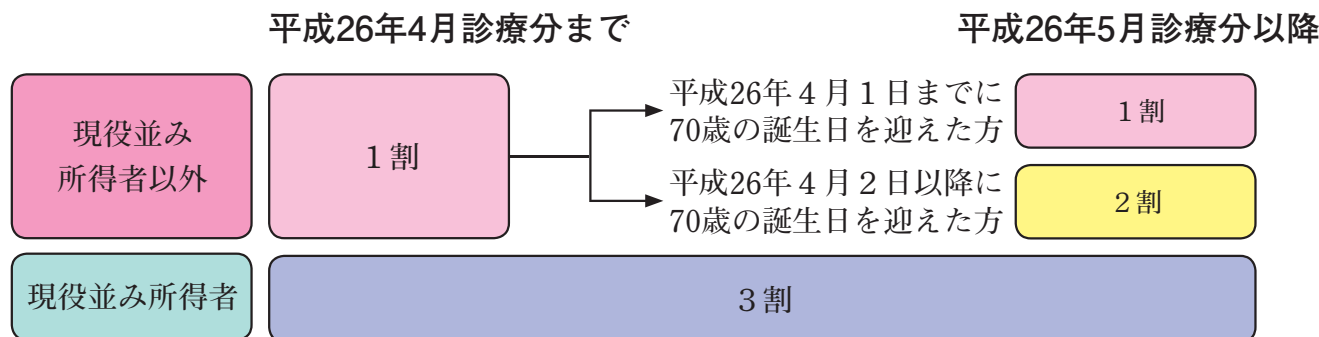
# 70歳から74歳の国保加入者に係る一部負担金割合の見直しに関するお知らせ

現役並み所得者以外の70～74歳の方の医療費の一部負担金割合は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることになりました。

## 【見直し内容】

- 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日までの方）は、特例措置により平成26年4月以降も一部負担金割合は **1割のまま** となります。
- 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）については、70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方はその月）から一部負担金割合が **2割** となります。  
・例えば、平成26年4月2日～平成26年5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、平成26年5月診療分から医療費の一部負担金割合が2割となります。
- 現役並み所得者の一部負担金割合は **3割のまま** 変更はありません。  
（現役並み所得者とは、同じ世帯の70歳から74歳の国保被保険者の住民税課税所得が145万円以上の方です。同世帯に現役並み所得者が一人でもいる場合、同世帯の70歳から74歳の方の一部負担金割合も3割となります。）

## 70歳から74歳の方の一部負担金割合について



## 70歳から74歳の方の一部負担金割合の具体例

誕生日	平成26年4月診療分の一部負担金割合	平成26年5月診療分の一部負担金割合
昭和19年3月31日まで	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月1日	1割（特例措置）	1割（特例措置）
昭和19年4月2日から5月1日まで	3割	2割

【お問い合わせ】 国民健康保険課 ☎973-3202